

熊本県統計功労者表彰実施要領

第1 趣 旨

この実施要領は、熊本県表彰要領第十一に基づき、熊本県統計功労者表彰の実施に関し必要な事項を定める。

第2 選考基準

1 統計調査員

民間の調査員で、現に統計調査員として活動し、統計調査に10年以上又は各種統計調査に20回以上従事し、その功績が顕著であると認められる者（過去において春秋の叙勲又は褒章を受章した者を除く。）

2 市町村職員

統計業務に15年以上従事し、その功績が特に顕著で他の範と認められる者（指導員及び調査員としての従事期間を除く。）

第3 被表彰者の推薦

各市町村長は、選考基準に該当する者がいるときは、別紙様式1～2により被表彰者を推薦するものとする。

第4 表彰の方法

- 1 表彰は、受賞者に対して賞状及び副賞を授与して行う。
- 2 表彰は、熊本県統計功労者表彰式又は熊本県統計大会において行う。

第5 その他

年齢及び従事年数については、当該表彰年度の9月1日現在とする。

附則

この要領は、平成10年9月16日から施行する。